平成２３年（再）第３９号
東京都千代田区東神田２丁目４番６号
再生債務者　株式会社中谷商会
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年７月19日から平成23年７月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４０号
東京都足立区竹の塚２丁目８番４号
再生債務者　中谷　　照
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年７月19日から平成23年７月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４号
宮崎市大字大瀬町3741番地７
再生債務者　有限会社尾崎畜産
１　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
宮崎地方裁判所民事部

平成２３年（再）第５号
宮崎市大字瓜生野2169番地７
再生債務者　尾崎　宗春
１　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
宮崎地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第６号
東京都墨田区錦糸１丁目２番６―501号
再生債務者　株式会社星輝
特別調査期間　平成23年６月16日から平成23年６月17日まで
平成23年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４号
滋賀県甲賀市信楽町長野1176番地
再生債務者　山金陶器株式会社
特別調査期間　平成23年６月10日から平成23年６月17日まで
平成23年５月18日　　大津地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第１２号
東京都港区高輪３丁目23番17号　品川センタービルディング11階
再生債務者　ネクステック株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定日における再生債務者の発行済株式の全部
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後３か月以内の月で、再生債務者と株式会社ＦＩＮＥホールディングスが別途合意し、再生債務者の取締役会が、株式会社ＦＩＮＥホールディングスに対して割り当てる再生債務者の募集株式と引換えにする金銭の払込期日として決定する最初の日（払込と同時）
３　減少する資本金の額　金500万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　上記２の日（払込と同時）
平成23年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１１６号
岐阜県大垣市長沢町３丁目16番地
再生債務者　大垣管材株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月28日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年６月20日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月14日
平成23年５月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第６号
東京都墨田区錦糸１丁目２番６―501号
再生債務者　株式会社星輝
１　決議に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月21日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年６月13日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月７日
平成23年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第１２２号
東京都江東区東砂５丁目９番13号
再生債務者　諸伏　惠一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年５月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１２６号
神奈川県川崎市麻生区栗木２丁目６番18号
再生債務者　株式会社コーデック
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年５月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２２年（再）第２号
栃木県栃木市湊町12番３号
再生債務者　株式会社小井沼
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年５月19日　　宇都宮地方裁判所

平成１９年（再）第１６８号
東京都台東区浅草橋３丁目20番18号
再生債務者　ラブロン株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第１８４号
埼玉県熊谷市原島1141番地11
再生債務者　コスモフーズ株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年５月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第２６号
東京都中央区築地５丁目２番１号
再生債務者　築地濱翔株式会社（旧商号築地カネサン水産株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１１１号
東京都練馬区豊玉北１丁目９番１号
再生債務者　ミサワ工業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区西新橋１―20―３虎ノ門法曹ビル608　山下・下田法律事務所
弁護士　下田　　久
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年５月18日
東京地方裁判所民事第20部